



序章



1 計画策定の趣旨

県においては、複雑・多様化、専門化する県民ニーズに的確に応えるため、平成13年度に「長崎県福祉保健総合計画(平成13年度～平成17年度)」を、その後、第2期計画(平成18年度～平成22年度)、第3期計画(平成23年度～平成27年度)、第4期計画(平成28年度～令和2年度)を策定し、各種施策を総合的かつ一体的に展開してきたところです。

人口減少や少子高齢化の進行、平均寿命の延伸、社会保障費の増大、新型コロナウイルス感染症*の影響など保健・医療・介護・福祉を取り巻く環境が変化中、出産や子育てがしやすい環境づくり、子ども・子育て家庭への支援、医療・介護需要の増加への対応、健康づくり、障害者の自立支援、地域で支え合う福祉の推進など、社会のセーフティネット*としての保健・医療・介護・福祉施策への要請、期待は一層大きくなっています。

このような状況の変化や県民の多様なニーズを踏まえ、今後の保健・医療・介護・福祉施策を総合的・体系的に進めるための指針として本計画を策定するものです。

2 計画の性格と役割

本年度、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすく示した新たな5カ年計画として「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」を策定しました。

第5期長崎県福祉保健総合計画は、この「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」における保健・医療・介護・福祉分野の施策の基本的な考え方や方向性を示すとともに、各領域の個別計画と整合を図りながら、本県の保健・医療・介護・福祉施策を総合的・体系的に進めるための指針となるものです。

また、本計画は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他福祉の各分野における共通の事項等を記載する福祉分野の上位計画に位置づけ、社会福祉法第108条に定める都道府県地域福祉支援計画*として、策定するものでもあります。

さらに、本計画の施策を着実に進めることにより、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に資するものです。

SDGs(持続可能な開発目標)について

◎「SDGs(持続可能な開発目標) Sustainable Development Goals」は、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択され、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、17のゴールと169のターゲットで構成され、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための国際社会全体の目標です。

◎SDGsの理念は、本計画の施策の方向性とも重なっており、本計画の施策を着実に進めていくことが、SDGsの推進につながるものと考えております。

*新型コロナウイルス感染症:新型コロナウイルスとは、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群(MERS)」ウイルスと同じコロナウイルスで、令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関(WHO)に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの。

*セーフティネット:安全網。万が一の事態に陥っても経済的な安全・安心を確保するために、行政などがあらかじめ備えておく様々な制度や対策。この計画においては、病気や事故、災害又は失業等により困窮している方々を支える社会保障、社会福祉などをいう。

*地域福祉支援計画:広域的な観点から、市町の地域福祉の推進や地域福祉計画の実現を支援する社会福祉法に基づく行政計画で、県が策定する。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



[福祉保健分野で貢献が可能であると考えられる目標]



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



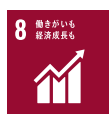
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する



ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



各国内および各国間の不平等を是正する



包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

4 計画の推進体制

本計画は、保健・医療・介護・福祉施策が総合的に実施される地域づくりを目指していますが、その実現のためには、県、市町、企業や民間団体、NPO*法人やボランティア、さらに県民のすべてが参加し、協働*することが必要です。

※包摂的:SDGsの理念である「誰一人取り残さない」という決意を指しており、例えば自治体に置き換えた場合は、相対的貧困率の高い「ひとり親家庭」や、何らかの障がいを抱える人など、社会的に不利な状況に置かれた人々を包みこんだ地域社会の構築を行うこと。

※NPO(Nonprofit Organization):様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

※協働:異なる主体が、それぞれの主体性・自発性のもとに相互の立場や特性を認め、共通する課題解決や目的の実現に向けて協力すること。

それぞれがこの計画に定める基本的な考え方や方向性を踏まえ、主体的・積極的に取り組み、その役割を果たすことで、この計画は推進されます。

県は、広域のあるいは専門性の高いサービスや事業を実施しながら、市町への助言、支援を行うとともに、市町と連携し、地域の特性を活かしたサービス体制づくりを推進します。

また、それぞれが役割を担う各主体間のネットワーク構築を推進し、関係機関が連携して、保健・医療・介護・福祉のより一層の充実・向上を図るための各種取組が総合的・一体的に実施されるよう支援する役割を果たします。

市町には、住民に最も身近な行政主体として、住民ニーズを的確に把握し、それぞれの地域特性を踏まえ、きめ細かな保健・医療・介護・福祉サービスの総合的・一体的な提供について、県との役割分担と連携の下に、自主的かつ主体的に取り組むことがこれまで以上に期待されています。

5 計画の評価と公表

本計画に基づく施策の実施状況については、県民の視点に立って検証・評価することとし、長崎県福祉保健審議会*福祉保健総合計画専門分科会において、引き続き、施策の取組状況等について検証と評価を行い、その結果を公表してまいります。

また、本計画に掲載した事業以外の事業についても、状況変化に対応して実施し、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

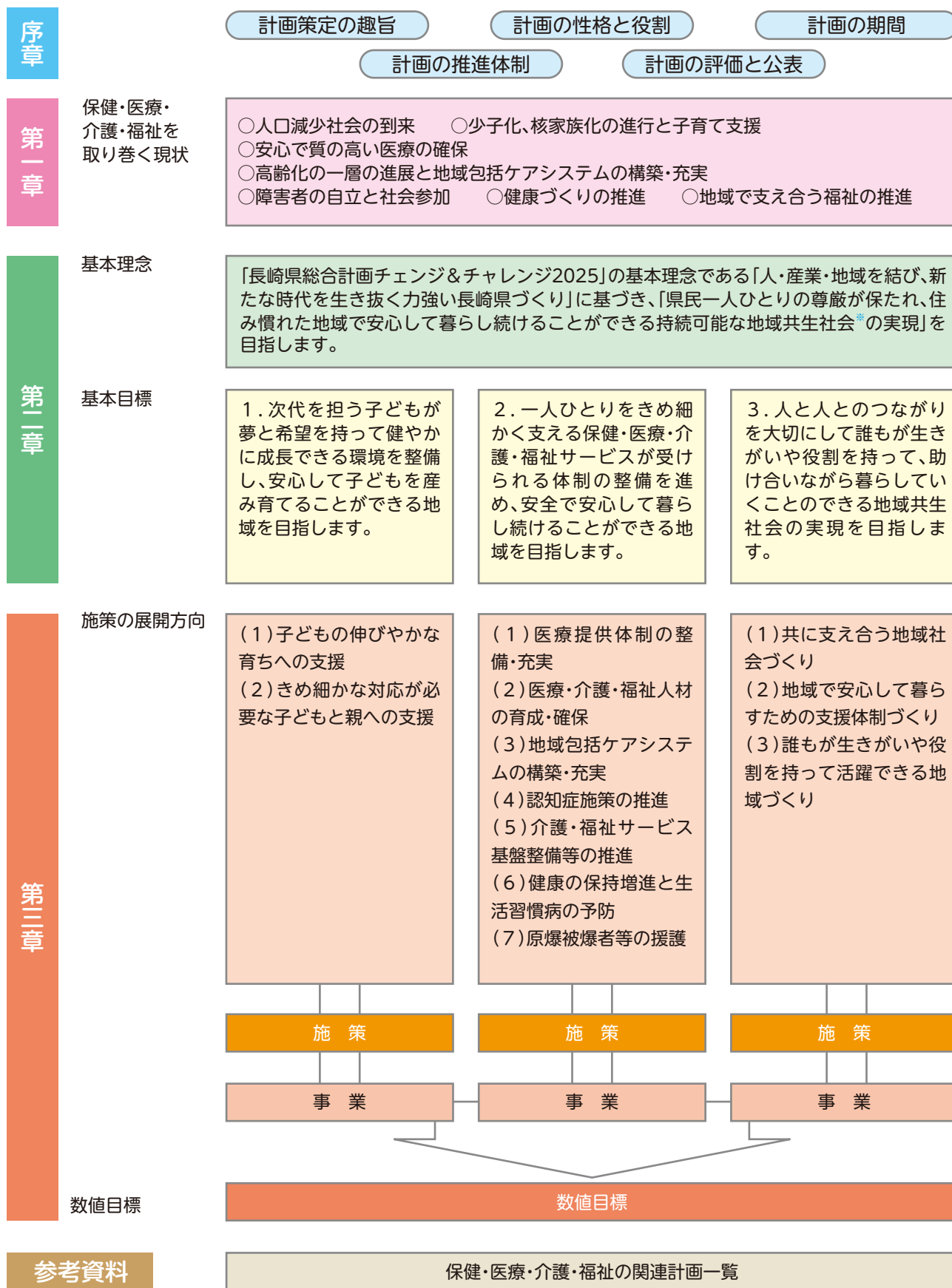
ながさき‘ほっと’プラン

「ながさき‘ほっと’プラン」とは、本計画の愛称で、
安心への願いと温かみをイメージしたものです。



*長崎県福祉保健審議会：社会福祉法及び地方自治法の規定に基づき、県に設置された審議会で、障害者福祉、児童福祉、高齢者保健福祉などに関する事項を調査審議する機関。県議会議員、社会福祉事業に従事する方、学識経験者で構成される。

6 計画の構成図



^{*}地域共生社会: 子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会。

